

デジタル改革の推進に向けて

デジタル改革担当大臣

平井 卓也
ひらい たくや



我が国のデジタル化政策は、2000年にIT基本法が制定されて以降、2001年にe-Japan戦略、2013年には世界最先端IT国家創造宣言など様々な戦略を策定してきた。この間に推進したインフラ整備により

良質な情報通信ネットワーク環境は整ったものの、一方で業務の見直しをせずにデジタル化が進められていた(つまり、ビジネスモデルの変革までも伴ったdigitalizationではなく、単なるアナログからデジタルへの変換にすぎないdigitalizationに留まっていた)ことや、省庁間の縦割り、予算の制約などもあり、デジタル化の取り組みの多くが中途半端に終わってしまっていたと考えている。

今般の新型コロナウイルス感染症への対応を通じて、様々な分野でデジタル化への対応の遅れや不備が露呈した。最たる例は特別定額給付金の支給であり、申請から支給までの

プロセスでうまくデジタルを活用できず、支給の遅れが生じたり、また支給のための事務経費に1500億円以上の費用がかかった。

これまで政府の施策の中で、デジタル化の優先順位は必ずしも高くはなかったが、こうした新型コロナウイルス対応の経験も経て、菅政権発足後は政権の一丁目一番地に位置付けられた。そして2020年9月以降、デジタル改革として様々な課題について同時並行で検討を進め、同年末には各種方針を決定しており、今国会にデジタル改革関連法案を提出することを目指している。

IT基本法の抜本改正 デジタル社会の将来像を明示

デジタル改革関連法案の大きな柱の1つは、IT基本法の抜本改正である。現行のIT基本法は高度情報通信ネットワークの整備とこ

れを国民が利用する機会の提供を目的に2000年に制定されたが、現状を見れば、すでに情報通信ネットワークの整備は相当程度進んでおり、むしろ多様化、大容量化したデータを最大限に活用していくことや、前述のように新型コロナウイルス感染症への対応において露呈したデジタル化の遅れなどといった課題に対応することの重要性が高まっている。このため、IT基本法を20年ぶりに抜本的に見直し、今後のデジタル社会形成のための新たな基本法の制定を目指すものである。

この新たな基本法の策定に当たり私がこだわっているのは、何のためのデジタル化なのかということを徹底的に国民目線で考えて、しっかりと示するということだ。このため、デジタル・ガバメント閣僚会議の下に設置したデジタル改革関連法案ワーキンググループ(座長:村井純慶應義塾大学教授)におい

て、デジタル社会の目指すビジョン(図表1)やデジタル社会を形成するための基本原則(10原則、図表2)を含め、デジタル社会の将来像やIT基本法の全面的な見直しの考え方等について、取りまとめをいただいております。これを法案に反映することとしています。そういった基本的な方向性を国民の皆様とも共有しつつ、デジタル改革を推進していきたい想いだ。

強力な総合調整機能を有する デジタル庁の設置

次に、そういったデジタル改革を推進していく司令塔としてデジタル庁を設置するための法案策定を進めている。

これまで行政が利用・提供してきたシステムの根本的な問題は、サプライサイドの理論で各省庁等がシステムを個別に作り込んでしまったことであると考えている。国や地方公共団体のシステムがシームレスに連携していれば特別定額給付金の支給もよりスムーズにできていたと思うし、そもそも国民の側から見れば、行政サービスを受けるのにその提供主体がどの役所であるかは関係なく、困っていることを解決できるかどうかが重要だ。そういった国民が当たり前に望んでいるサービスを実現でき、徹底的に国民目線に立ったデザイン思考で、国民が恩恵を受けられるような社会を目指していきたい。例えば、官民

の提供する各種の手続きやサービスについて、スマートフォンで、60秒で手続きが完結し、いつでも、どこでも「ワンストップ」で行うことができる環境などを構築していきたい。

このため、デジタル庁は、国や地方を通じたシステム構成の全体像、アーキテクチャを整理し実現することができ、強力な総合調整機能を有する組織とする必要がある。基本方針を策定するなどの企画立案や、国、地方公共団体、準公共部門等の情報システムの統括・監理を行うほか、マイナンバー制度に関する企画立案も一元的に担う。内閣直属の組織として、組織の長は内閣総理大臣が相応しいものと整理した。

なお、デジタル庁の設置は、今国会での法案審議を経て、2021年9月1日を目指している。

デジタル改革関連法案および 総合的なデータ戦略の策定

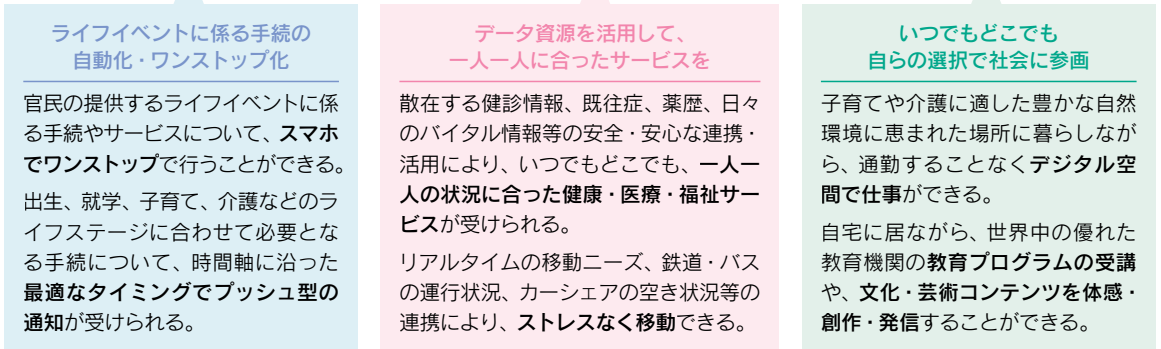
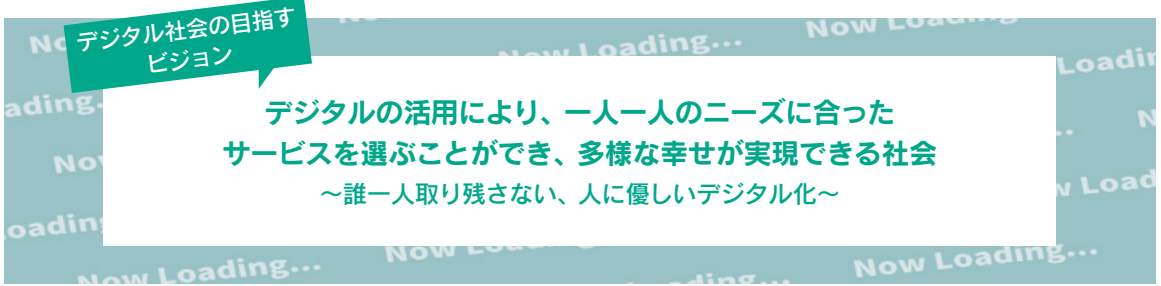
この他にも、個人情報関係3法(個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法)の統合や、押印を不要としたり書面交付手続きの電磁的方法による提供を可能とするなどといったデジタル社会の形成を図るための関係法律を整備するための法案、緊急時の給付金や児童手当などの公金受け取りのための口座をマイナンバーなどから登録できるようにする法案、また預

貯金者の意思に基づき、預貯金口座にマイナンバーを付番し相続時や災害時に国民が口座の所在を確認することができるようにする法案を、併せてデジタル改革関連法案と位置付け、成立を目指していきたい。

さらに、法案という形ではないが、2020年末にはデータ戦略の第一次とりまとめを行った。データによる新たな価値の創造を目的としてベースレジストリの整備等といった環境整備を行うなどとしており、こちらは我が国初の総合的なデータ戦略となる。

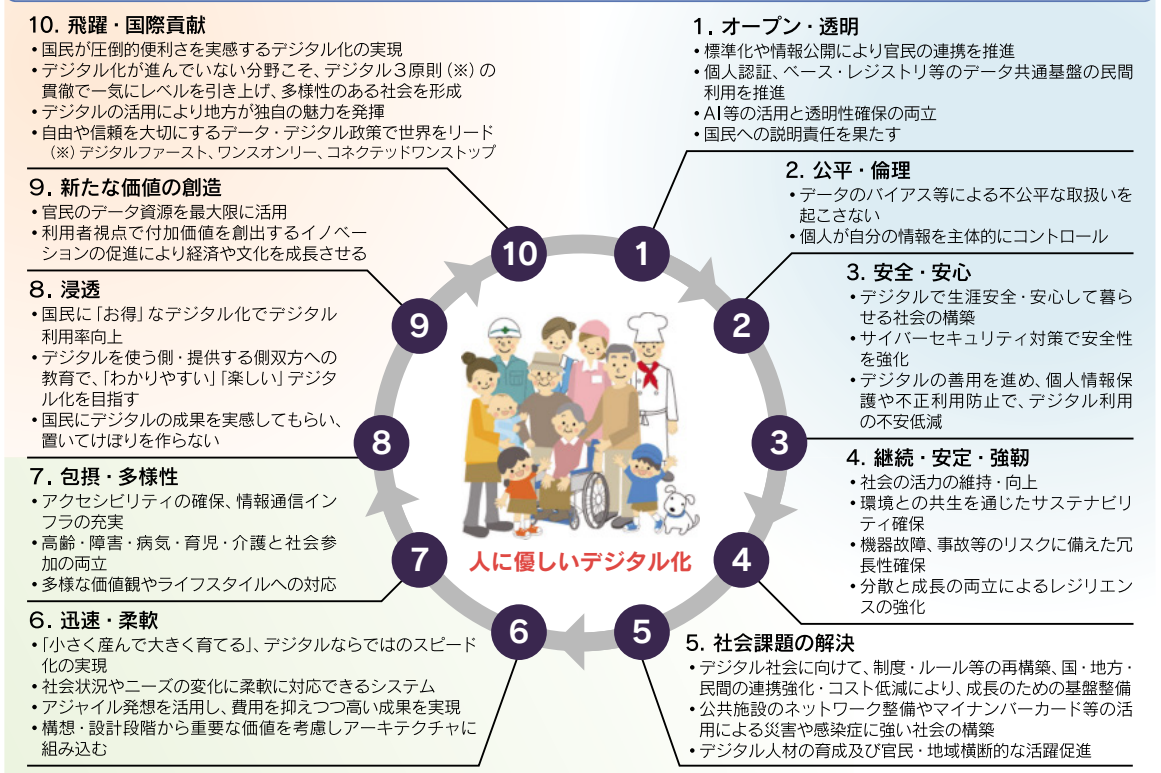
こういった法案や戦略はいずれも、デジタル改革の大きな目的である「デジタルの活用により、一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現する社会」「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」の実現に必要な不可欠なものであると考えている。まずは法案の提出・成立に万全を期し、2021年9月のデジタル庁設置を目指して急ピッチで準備を進めるなど、デジタル改革の推進に引き続き邁進してまいりたい。最後に、こういった法の整備等も背景に、デジタル庁では、民間のデジタル化を促進するため、業種を超えた情報システムの相互連携のための行政手続・規制の見直し・合理化を進めることとしている。民間企業のDXを力強く後押しし、新しいものを創る、新しい価値を創造するというところに、官民を挙げて取り組んでいきたい。

図表1 デジタル社会の目指すビジョン



図表2 デジタル社会を形成するための基本原則

■ 以下の10原則を、日本のデジタル社会を形成するための大方針とする。



図表1.2 出所：デジタル改革関連法案ワーキンググループとりまとめ